

岩手県告示第 454 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸綾里漁港海岸綾里地区海岸石浜地先海岸、港地先海岸、館地先海岸及び田浜地先海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也